

委員会提出第 4 号議案

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成25年12月17日

提出者 建設環境委員会委員長 市川一徳

## 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うこととしているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の優先順位に反して、リサイクル優先に偏っている。このため、家庭から出されるごみ総排出量の減少は困難で、環境によいリユース容器が激減し、さらにリサイクルに適さない容器包装がいまだに使われているのが社会の実態である。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにある。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっている。

今日、CO<sub>2</sub>の過度の排出は気候変動にかかわるとして、その防止のため、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムのあり方を見直す方向にある。資源の無駄遣いによる環境負荷をできる限り減らすことは急務であり、解決策の一つとしてデポジット制度の導入を初めとした事業者責任の強化が不可欠となっている。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、我が国が一日も早く持続可能な社会へ転換するよう、次の事項について強く要望する。

- 1 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
- 2 レジ袋の使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月17日

議 長 名

(あて先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、  
環境大臣